

## 「原発裁判」「原発問題」に関する学習会の講師を派遣します！！

名古屋高裁金沢支部の判決（2018年7月4日）など住民の訴えを退ける判決、決定が続きましたが、世論に訴える取り組みを強化していくことがますます重要になっています。

「福井原発訴訟（滋賀）を支える会」では、大津地裁を中心とした原発裁判に関すること、裁判を通じて明らかになっている原発の問題に関することなどについて、県内の個人、団体を対象にして、よりひろく理解を深めていただくため、以下のとおり原発裁判の講師派遣活動を行うことを決めています。

会場の設定だけをしていただければ講師料などの負担は不要です。積極的に申し込んでください。

1. 対象 滋賀県内の個人、団体が企画する学習会（規模は問いません）
2. 会場を設定していただければ、無料で講師を派遣します。
3. 講師は「支える会」役員、場合によっては弁護士
4. 学習内容は、原発裁判を闘う意義、経過、争点、裁判を通じて明らかになってきた原発の問題点、最近の判決や決定の特徴などを考えていますが、質問や疑問もお寄せ下さい。
5. 申し込みは 吉原稔法律事務所まで

吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263

E-mail [nql30048@nifty.com](mailto:nql30048@nifty.com)